

## 自然体験事業者受入体制強化補助金（感染防止対策強化）交付要領

### （目的）

第1条 自然体験事業者受入体制強化補助金（感染防止対策強化）（以下「補助金」という。）は、多くの人々が三重県で安全安心に自然体験を楽しむことができるよう、県内の自然体験事業者における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を支援することを目的とする。

### （通則）

第2条 補助金の交付に関しては、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号。以下「規則」という。）、農林水産部関係補助金等交付要綱（平成24年三重県告示249号）及び三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（平成22年。以下「排除要綱」という。）の規定を準用するほか、この要領の定めるところによる。

### （定義）

第3条 この要領において、「自然体験事業者」とは、県内で自然体験を目的とした観光客を受け入れている事業者をいう。

### （補助対象事業者）

第4条 補助金の交付の対象となる者は、前条に定める自然体験事業者であって、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。ただし、令和2年9月18日までに当該事業により交付決定を受けている者は除きます。

- (1) 対象となる施設・事業所が県内にあり、県内で自然体験事業を実施していること。
- (2) 令和2年11月1日以前に開業しており、営業の実態があること。
- (3) 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が次のいずれにも該当しないこと。
  - イ 三重県暴力団排除条例（平成22年三重県条例第48号）（以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団
  - ロ 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
  - ハ 暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等
- (4) 前号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等が経営に事実上参画していないこと。
- (5) 三重県観光局発出の「県内観光事業者向けガイドライン作成の手引き」等を参考に「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を作成し、感染拡大防止対策が明確になっていること。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付対象となる経費は、次の各号の全てを満たす事業を行うために必要な経費であって、知事が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において交付する。

- (1) 各事業者が作成した「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」に基づき感染症対策として行う事業
- (2) 交付申請書「5 事業経費」の内容に関して、他の公的機関等からの補助を活用していないこと。

(補助額)

第6条 補助金の額は、上限100千円とし、予算の範囲内で支援する。

- 2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる書類を添え、自然体験事業者受入体制強化補助金(感染防止対策強化)交付申請書(第1号様式。以下「交付申請書」という。)を知事に提出しなければならない。

- (1) 法人にあっては、法人登記事項証明書の写し、個人にあっては、本人確認書類の写し(運転免許証、パスポート等)
- (2) 県内で自然体験事業を実施していることが分かる資料(活動状況の写真等)
- (3) 対象となる施設・事業所が県内にあることが分かる資料
- (4) 令和2年11月1日以前に開業しており、営業の実態があることが分かる資料
- (5) 事業者において作成している「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」

(交付決定)

第8条 知事は、交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助事業を実施する申請者(以下「補助事業者」という。)に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の交付の決定にあたっては、必要に応じ条件を付すことができる。

(交付申請の取下げ)

第9条 前条の交付決定の内容又は条件に対して不服がある場合における、規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から14日以内とする。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ自然体験事業者受入体制強化補助金(感染防止対策強化)中止(廃止)承認申請書(第2号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の遅延等の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、自然体験事業者受入体制強化補助金(感染防止対策強化)遅延等報告書(第3号様式)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助金の交付決定の取り消し等)

第12条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の額の確定の有無に関わらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの交付の決定に基づく命令に違反したとき。
- (4) 排除要綱別表に該当したとき。
- (5) 補助事業を中止又は廃止したとき。

2 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から15日以内とし、期限内に納付がない場合は、規則の定めによる延滞金を徴するものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(第10条の規定による補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業が完了した日から20日まで又は令和3年1月29日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を添え、自然体験事業者受入体制強化補助金(感染防止対策強化)実績報告書(第4号様式。以下「実績報告書」という。)を知事に提出しなければならない。

- (1) 経費の支払いを証する書類(領収書等)の写し
- (2) 取得財産等管理台帳(第6号様式)の写し(該当がある場合のみ)
- (3) その他知事が必要とする書類

(補助金の額の確定)

第14条 知事は、実績報告書を受領したときは、当該実績報告書を審査し、補助事業の実

施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者へ通知するものとする。なお、実績報告書における補助対象経費の実績額が補助金交付決定額を下回った場合は、補助対象経費の実績額を上限に額の確定を行う。

- 2 知事は、前項の審査を行うに際して、必要に応じて証拠書類の提出を求め、又は現地調査等を行うことができる。

#### (補助金の支払い)

第15条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

- 2 補助事業者は、前条第一項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、自然体験事業者受入体制強化補助金（感染防止対策強化）請求書（第5号様式。以下「請求書」という。）を知事に提出しなければならない。

#### (補助事業に係る経理)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

#### (財産の管理及び処分)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産及び資材・機材等（以下「取得財産等」という。）を補助事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等のうち、減価償却資産であって、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数又は補助事業完了の日から10年のいずれか短い期間（以下「処分制限期間」という。）を経過しない場合においては、取得財産等管理台帳（第6号様式）を整備保管するとともに、当該取得財産等に取得年度及び補助金の名称を記載した標章を貼付して管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとするときは、あらかじめ自然体験事業者受入体制強化補助金（感染防止対策強化）に係る財産処分承認申請書（第7号様式）により知事の承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産でないもの、又は処分制限期間を経過したものについてはこの限りでない。
- 4 知事は、前項の規定により承認した取得財産等の処分により補助事業者が収入を得たときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(その他)

第18条 規則、排除要綱およびこの要領に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年11月1日から適用する。